

あわら市全天候型子どもの遊び場管理運営業務に関する質問の回答

令和 8 年 10 月 6 日

あわら市全天候型子どもの遊び場管理運営業務について、質問のあった以下の事項について、次のとおり回答します。

No	書類	項目	内容	回答
1	実施要領	8	(5) 申し込み書類 ③直近の国税はその 3 の 3 でよろしいですか？	お見込みのとおり。
2	実施要領	8	(5) 申し込み書類 ④登記簿謄本は履歴事項全部証明書でしょうか？現在事項証明書でしょうか？	履歴事項全部証明書を提出してください。
3	実施要領	8	提出書類一式は、任意のファイルへ綴じ込んででの提出でよろしいでしょうか？	任意のファイルにまとめて提出して差し支えありません。
4	別添 1 仕様書	2	(安全対策) 第 6 条 3 (3) (業務の再委託) 第 10 条 (10) 建築基準法第 12 条に係る点検：3 年に 1 回が削除されているのは、当該点検を市費で一括発注するため、管理者での執行は不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。建築基準法第 12 条に基づく定期点検については、市が実施しますので、受託者が別途発注し、費用を負担する必要はありません。
5	そのほか		自動販売機の設置は自主事業として提案してもよろしいでしょうか。 また、設置可となった場合、室内の設置可能箇所は何台分を想定しておりますでしょうか？	自動販売機の設置について、自主事業として提案することは可能です。現時点で市が想定している設置個所については、3 階平面図に記載のエリア(2 台分を想定)となります。
6	実施要項	6	施設賠償保険について、市が加入するとの記載があ	受託者の負担により、施設賠償責任保険その他必要な保

		りますが、受託者側に帰責事由がることにより発生する損害賠償責任を想定し、受託者側も施設賠償責任保険へ加入することは可能でしょうか？ また、市が加入する保険と受託者側で加入する保険の補償範囲が重複する場合の取り扱いについても、併せてご教示いただけますと幸いです。	険へ加入することは差し支えありません。補償範囲が重複する場合は、事故原因、責任の所在及び各保険契約の約款等に基づき、個別に調整します。受託者の責めに帰すべき事由による損害は、仕様書のリスク分担に基づき受託者が責任を負います。
--	--	--	---

以上